

イベントの開催制限等について

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
令和3年1月12日から2月7日まで適用

1 イベント参加者の皆さまへのお願い

- 発熱等の症状がある場合はイベントに参加しないでください。
- イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールするようお願いします。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に御協力をお願いします。
- イベントに参加するときは、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底してください。
- イベントの入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、「3つの密」の環境を避けるほか、そこにおける交流等は控えていただくようお願いします。
- イベントの参加前・参加後は、移動中や移動先での感染防止のため、例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避などの適切な行動をとってください。

2 主催者の皆さまへのお願い

- ※ 展示会や見本市等についても、イベントの制限に準じて対応してください。
- イベントの規模にかかわらず、①「3つの密」が発生しない席配置や人と人との距離の確保、②マスクの着用、③参加者名簿の作成による連絡先等の把握、④催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理、など基本的な感染防止策を講じてください。
- 「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。
「感染拡大防止対策チェックリスト」(千葉県ホームページ)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
「業種別のガイドライン」(内閣官房のホームページ)
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにしてください。その際の払い戻し措置等をあらかじめ規定しておいてください。
- イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールするよう促してください。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
- イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除いて、原則として、マスクを着用することを促してください。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することも促してください。
- 上限人数の目安に満たない場合でも、密閉空間で大声を発する場合や、人との間隔を十分確保できない場合等は慎重な対応をお願いします。
- 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(プロスポーツの試合等)や、参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。

※事前相談では、「大規模なイベント開催事前相談シート」により、こまめな手洗い、消毒、換気などの基本的な感染防止対策の実施について確認させていただきます。具体的な相談方法は、千葉県ホームページをご覧ください。

「大規模なイベントの開催に関する事前相談」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan.html>

- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間のトイレ、休憩場所、イベントの前後などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、トイレ、休憩場所等においても「3つの密」の発生をできるだけ回避するとともに、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけてください。
- 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、施設等の状況に応じた室内の換気の適切な実施、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を実施してください。
- 特に大規模なイベントを開催する場合は、会場周辺の駅やバス停、公共交通機関、店舗などの混雑を緩和できるよう、入退場時間の分散や、交通手段への配慮など、「3つの密」の回避に関する工夫をお願いします。
- イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。

3 上限人数等の開催制限について

(1) 一般的な催物開催の目安

- 屋内、屋外ともに5,000人以下
- 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）

※ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した人数とします。

※ 参加者の上限人数の考え方については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ定員の定めがある場合には、収容定員の半分以下としてください。

※ 屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されない場合や収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分に確保できるように、入場人数の制限などを行ってください。

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討してください。具体的には、催物を開催する場合については、人と人の間隔（1メートル）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であっても、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限はありませんが、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人の間隔の確保（1メートル）、行事の前後における三密の生ずる交流の自

肅、手指の消毒、マスクの着用等) を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」をインストールするよう促したり、感染拡大防止のための連絡先の把握を徹底してください。